

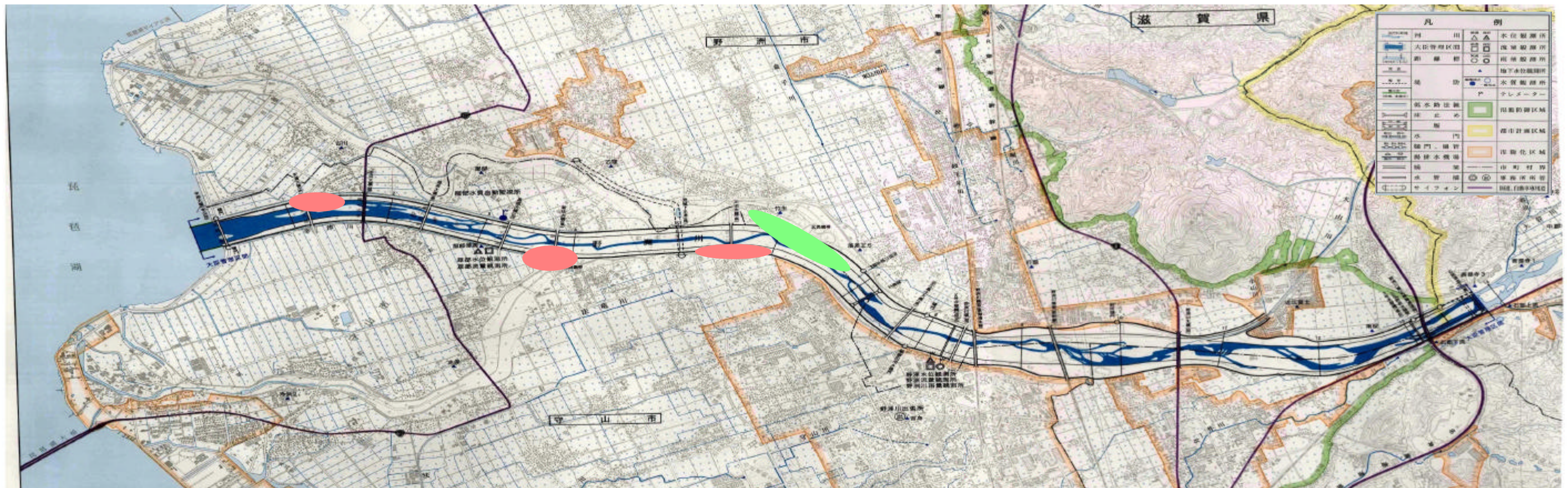
資料2 第7回河川保全利用委員会審議事項の整理表

H17.11.30 第8回委員会
資料 - 2

審議事項	第7回河川保全利用委員会審議内容 (決定した事項並びに継続して検討する事項)	第7回から第8回までの検討結果	第8回河川保全利用委員会 審議内容	参考 (資料名)	
1)第7回委員会議事骨子の確認	資料1第6回委員会議事録および議事骨子を確認し、委員会で承認をした。	(不要)	(不要)	-	
2)第6回委員会活動の整理事項	滋賀県の委員参加の件 (継続審議) 滋賀県に他の条件を含めて参加の要請の働きかけをする。その結果で再度考えるということを進める。	-	口頭で状況報告する	-	
	きく」の用語の整理 (整理事項) 委員会での申請者からの「きく」と傍聴者や対話集会での住民の意見の「きく」の扱い	文化庁「言葉に関する問答集」を参考に整理した		「きく」の扱いを確認願いたい	参考資料
3)委員会審査の進め方	第1回と第2回審査の説明者 (決定事項の再確認) 委員会審査の第1回目の説明は河川管理者(事務局)、2回目の説明は申請者がすることを確認。	-			
	傍聴者などの意見を聴くステップ (整理事項) 傍聴者などの意見を聴くステップは、意見書作成段階でなく委員会開催時である形を明確にする	-		第8回資料4	
	委員間の意見合意の検討会の扱い (決定事項) (1)委員会の審査は公開の部分と非公開の部分があるかの審査をし、原則公開で行いことを確認 (2)委員間の審査結果の意見調整の場を設けるかの審議をし、調整が必要なら別の場を持つことを確認	委員会審査の流れを、再度整理をした。			第8回資料4
4)委員会審査項目	委員会で使用する審査表 (継続審議事項) 審査の評価方法について審議し、検討後、コメントを入れていく判断として、「xが見やすければ、xをつける」の仮決定をした。引き続き、次回の第8回委員会で継続審議する。	第7回委員会資料5を修正して第8回委員会資料5とした	審査項目と審査結果の審議をお願いする	第8回資料5	
	委員会で使用する審査表 (審議未了事項) 時間の関係で審査項目は、審議未了となっているので、次回の第8回委員会で審議する。	第7回委員会資料5を修正して第8回委員会資料5とした		審査項目と審査結果の審議をお願いする	第8回資料5
	申請者に提出してもらう申請書類 (審議未了事項) 時間の関係で次回の第8回委員会で審議する	第7回の委員会資料6で配布済み		申請者に作成をお願いする書類の審議をお願いする	第7回資料6
5)委員会の今後のスケジュール	審査開始時期 (継続審議) 申請の期限切れが起こらない形で審議のスケジュールを再検討する	今後の9回10回の委員会スケジュールを作成した	スケジュールの審議をお願いする	第8回資料6	

資料3 平成17年度委員会付託予定一覧表

地点番号	件名	許可受け者	場所	占用面積(m ²)	占用開始年月日	占用許可期間	期間満了年度	主な施設
	野洲川小浜河川公園	守山市	守山市小浜地先 右岸	17,268.6	平成14年1月29日	平成16年4月1日～平成18年3月31日	17年度	多目的広場 2面
	野洲川改修記念公園	守山市	守山市笠原町地先 (野洲川南流側帯) 左岸	23,097.0	昭和63年7月18日	平成13年4月1日～平成18年3月31日	17年度	ゲートボール場 7面 サッカー場 1面 グラウンドゴルフ場 1面
	野洲川川田河川公園	守山市	守山市川田町地先 左岸	34,152.4	平成14年3月27日	平成16年4月1日～平成18年3月31日	17年度	多目的広場 2面 緑地広場 1面 グラウンドゴルフ 1面
	グライダー操縦訓練場	(財)日本学生 航空連盟	守山市川田町地先 右岸	66,122.0			新規	滑走路 2面 滑空機 6機 曳航ウインチ・トレーラー



凡例

- : 平成17年度付託施設 (継続申請)
- : 新規付託施設 (新規申請)

資料4 委員会審査のながれ (整理事項)

H17.11.30 第8回委員会
資料 - 4

河川保全利用委員会

委員会の開催 (公開で開催) … 占用案件の審査と意見聴取をする

占用案件の審査

- 第1回審査 (主に河川管理者から説明)
- 第2回審査 (申請者から説明)
- 第3回審査 (審議未了事項があれば実施)
- 第4回審査 (審議未了事項があれば実施)
- …… (必要に応じ回数を増やす) ……

審査表に基づき、委員からの質問に回答する形で実施「審査」と呼ぶ
「審査」の時点で、判断を伴う「審議」に係わる部分があっても公開の範囲で扱う

一般傍聴者 関係者の意見聴取

- 委員会傍聴者からの意見
- 河川管理者から寄せられた意見
- 対話集会開催で寄せられた意見
- ホームページに寄せられた意見

委員会として各審査が終了した時点で、意見を聴く場を設ける

委員間の検討 打合せ会

委員間の意見交換の場として必要により開催
審査結果の判断 調整を図る場 (審議)
委員会開始前 委員会終了後に設定
(回数は案件により変わる)
検討 打合せ会の結論から意見書を作成

開催方法は
別途調整

運営上の配慮事項

傍聴者の意見聴取方法を明確にしておく
議長が必要と認めるときに発言を許可 (傍聴要領に記載)
委員会議事で5分程度を予定
傍聴者に意見記入用紙を配布
ホームページ、メール、Faxで随時受付

占用案件の審査情報を、ホームページ等で事前周知する
ホームページを閲覧すれば、委員会開催日と審査占用案件が分かり、傍聴申込みが可能な運用をする

情報公開面の配慮事項

申請者、発言された傍聴者に記録の載せ方を確認する
情報公開面の扱いとして、議事録に載せる了解、発言内容及び氏名記載の要否の確認をする

その他の配慮事項

「審査」の言葉を使わない検討
「審査」を「ヒアリング」の言葉に変更する検討

新規申請の審査表の検討
審査表は、継続申請を想定して作成しているが、新規申請は準ずる扱いでよいのか?

資料5 委員会審査表 (審査区分、審査項目、審査細目)

審査の視点		審査項目への展開		審査の必要項目選択		審査終了後の結果整理	
		区分	審査項目	審査細目	説明	審査項目選択 要否 重要度	審査結果 評価 コメント
<p>申請者が施設を必要とする理由や将来計画はどのようなものか</p> <p>設置された施設が現在まで有効利用されているか</p> <p>河川環境のあり方を審査する際の事項はどのようなものか</p> <p>(その他共通) 河川利用のあり方を審査する際の事項はどのようなものか</p>	A 占用施設の計画と設置理由の検証	必要性	必要理由	この場所を必要とする理由は妥当なものか			
			代替性	代替可能性	堤内地で代替可能な施設であるか		
		代替地調査		代替地の調査はどこまでされたか			
		継続性	代替地交渉	代替地の交渉はされたか			
	形態変更		施設の形態変更は妥当であるか				
	安全性	人への安全	施設利用者や流域住民への安全性は確保されているか				
			施設の安全	冠水をした場合の管理上の問題はないか			
	B 施設利用状態と利用者面からの検証	占用施設利用状態	設置期間	施設の使用期間はどのくらいになるか			
			施設の変遷	施設内容は変化しているか			
			施設管理	申請者が施設利用実態を把握しているか			
			協調利用	地域や市町村との協調はどうか			
			補修状況	施設を補修した実績はどのくらいあるか			
		利用者	利用状況	年間利用者数など利用状況はどのくらいか			
			トイレ等の確保	トイレは確保はされているか			
			利用者対応	管理人を置いている施設か			
	車の規制等	車の通行や駐車の問題は発生していないか					
C 河川環境を考慮した占用施設の検証	景観	景観特性	施設の形態や色彩などは、流域の景観特性を阻害していないか				
		公園の質	在来の植生を活かした公園施設か				
	水辺環境	水辺連続性	水辺移行帯から河川敷への植生の連続性が確保されているか				
		貴重種	貴重種など保全対象になりうるものが生息しているか				
	生態系(動植物)	まとまり	連続的なまとまりのある生態系を寸断していないか				
		縦断連続	生態的連続性が確保されているか				
		横断連続	堤外地と堤内地の緑地が連続しているか				
	自然環境	水質	水質汚染はないか				
		騒音	騒音の発生はないか				
		大気	大気汚染の発生源にならないか				
植物占有率		施設面積のうち植物面積の占める割合は高いか					
D 共通事項としての占用施設の検証	治水・利水		治水・利水の事前審査はすんでいるか				
		利用形態(ふれあい)	年齢層	子供からお年寄りまでが使える公園か			
	利用者交流		利用者の交流が図れる施設か				
	川とのふれあい		人と川のふれあいが出来る施設か				
	活動参加		河川愛護・保護活動への参加はあるか				
	文化	地域共存	地域風土と共存している施設か				
		その他	地域活性化	地域密着型の利用形態の施設か			
	公共性		他の利用者に対して排他・独占的な利用にならないか				
	維持計画		維持管理計画は適正であるか				
	占用許可期限		許可期限は適正であるか				

評価判断は「審査前に審査項目を選定する判断」と「審査結果の評価判定とコメント記載」に区分して審査表を作成

審査表は、成案後、公開する。公開後に審査項目に関する意見・要望があれば、受け付けをする扱いをするのか？
委員が審査表に記載した内容は、非公開の扱い。委員会の総合評価は、公開するのか？

審議をお願いする事項

- 審査項目選択欄は必要か(要・不要)?
(1)項目選定は、要否と重要度で良いか?
(2)要否の記載方法は?
(1)要否で要を印で記入する場合
印記入は、委員各自の自由記入か? 全員必須か?
委員が専門性を活かす質問項目を印で良いか
審査員が要否と重要度を相談して決める
- 重要度の記載方法は?
(1)重要度はABCランクで良いか
A-重要で必ず確認をする
B-問題があるかの確認をする
C-過去からの事情を考え確認する
(2)絶対必要な項目を選択する扱いをする

審議をお願いする事項

- 審査結果記載欄は必要か(要・不要)?
検討後、委員がコメントを入れる形で活用
- 評価欄の記載方法は?
(1)評価の記載方法はどのような方法が良いか?
好ましく見習ってほしい(メリット)
:良いが……を考えて欲しい(要望)
:この条件を満足して・ければ(条件)
× 考え方を直して(デメリット)
×の形が見やすければ ×をつける
- 評価欄の記載の単位は?
審査項目毎とするか審査細目毎にするか
- コメント欄の記載方法は?
(1)委員の自由記載でよいのか
- 審議結果の集約方法
(1)意見書作成のため審議結果を集約する事でよいのか
個別評価のみでなく総合評価が必要か

(審査項目説明)
第6回委員会では、2段階の審査表を提案したが、検討の結果、1段階の審査表に整理して提案
審査の区分は4区分を設定 必要理由、有効利用実績、河川環境のありかた、その他共通事項
審査項目に対応する質問例示として説明欄に内容を記載した

【資料6 今後の委員会運営、審議内容について(案)】

	委員会運営など全体事項	各河川の基本理念の検討	申請の諮問に対する審議	河川利用指針(ガイドライン)の策定	その他、河川保全に関する意見提案
第1回委員会 (H16.11.7) 実施済み	委嘱状交付	各河川の現状説明 ・バウ・ポイント説明			
第2回委員会 (H16.12.15) 実施済み	河川管理者からの提示 ・河川敷地占用のあらまし ・基本理念、ガイドラインについて	各河川の現状説明 現地調査に向けての説明 ・歴史・回収・利用の現状 ・自然環境			
第3回委員会 (H17.1.19) 実施済み		現地調査 現地視察、感想会			必要に応じて随時提案
第4回委員会 (H17.2.16) 実施済み		望ましい河川とは 公園事例を基にした議論			
第5回委員会 (H17.6.24) 実施済み		望ましい河川とは 新たな案件から見た議論			
第6回委員会 (H17.9.1) 実施済み		望ましい河川とは 他の河川事例から見た議論	審議の方向性検討 審議方法の検討 審査項目検討	ガイドライン(案)の検討 事前協議提出資料 審査のポイント	
第1回作業会 (H17.9.27) 実施済み			審査項目(案)の作成		
第7回委員会 (H17.10.14) 実施済み			審議方法の検討 確認 審議の進め方の確認 審議表(案)の審査		
第8回委員会 (H17.11.30)			審議方法の成案 審議表(案)の審議 審議方法決定	審査項目の公表	
第9回委員会 (H18.1月中旬)			個別案件の審議(1) 申請者からの説明 審議	ガイドラインの公表	
第10回委員会 (H18.2月下旬)			個別案件の審議(2) 意見書案の検討 意見書答申		